## ドイツ著作権法における私的複製補償金制度 - 「相当なる報酬」を中心に-

### 名古屋経済大学 辻田芳幸

#### はじめに

- ◆ 日本の私的複製補償金の特色(ドイツ法との比較において)
  - ▶ 1992年に創設
  - ▶ デジタル方式に限定
  - ▶ 録音録画が対象(複写は対象になっていない)
  - ▶ 政令で定める特定の録音録画機器、記憶媒体に賦課
  - ▶ 購入者(利用者)を補償金の支払義務者としている
- ◆ ドイツの私的複製補償金の特色
  - ▶ 1965 年に創設
  - ▶ デジタル方式・アナログ形式の区別なし
  - ▶ 録音録画および複写が対象
  - ▶ 賦課対象は特定機器・媒体ではない
  - ▶ 製造者、輸入者、販売者を補償金の支払義務者としている
  - (ドイツ法の基礎にある考え)
  - ▶ 私的領域といえども基本的に著作権は及んでいる
  - ▶ 私的複製補償金は無許諾で行われる私的複製に対する代償
  - ▶ EU 指令(情報社会指令)との密接な関係

#### 一 関係する EU の動向

- ◆ 2001年5月22日 「情報社会指令」¹を採択
- ◆ 2006・2008 年 私的複製補償金制度の機能に関する理解を深めるための意見募集 を実施
- ◆ 2008年5月27日 公聴会を実施(ブラッセル)
- ◆ 2011 年 11 月 Barnier 委員が António Vitorino 前司法・内務問題担当委員に対し私 的複製補償金にかかる関係当事者の討論のためのタスクを依頼
- ◆ 2013 年 1 月 Vitorino 前委員が Barnier 委員に勧告を提出した<sup>2</sup>

<sup>1</sup> RICHTLINIE 2001/29/EG DES EUROPÄISCHEN PARLAMENTS UND DES RATES vom 22. Mai 2001 zur Harmonisierung bestimmter Aspekte des Urheberrechts und der verwandten Schutzrechte in der Informationsgesellschaft

 $^{\rm 2}$  RECOMMENDATIONS resulting from the MEDIATION ON PRIVATE COPYING AND REPROGRAPHY LEVIES

 $http://ec.europa.eu/internal\_market/copyright/docs/levy\_reform/130131\_levies-vitorino-recommendations\_en.pdf$ 

### 「概要〕

- デジタル単一市場における新規で革新的なビジネスモデルの発展という見地から、 サービス提供者と権利者間のライセンス合意に基づいて、
- ① 権利者に許諾されたサービスにおいてエンドユーザーが私的目的のために行う複製は、私的複製補償金において追加的な補償金を必要とするような損害をもたらすものではないことを明確にすること
- ▶ 補償金システムの機能を容易にし、域内市場における財とサービスの流通を確保 するという見地から、
- ② 加盟国内における国境を越えた取引においては、補償金はエンドユーザーが居住する国において徴収されるべきこと、
- ③ 補償金支払義務は、製造者あるいは輸入者段階から小売業者段階に移行されるべきこと(あるいは選択的に、明確かつ予測可能な事前的例外スキームが制定されるべきこと)、
- ④ 複写の分野においては、ハードウェアに基づくものよりも操作者補償金が重視されるべきこと、
- ⑤ 補償金はエンドユーザーに分かりやすいものとすること、
- ⑥ 「損害」を、逸失利益(lost profit)として EU において統一的に定義することによって、そして複雑さを減らした手続き上の枠組みを導入することによって補償金の決定過程のさらなる一貫性が確保されるべきこと、が提言された。

## 二 ドイツ著作権法の状況

## 1 情報社会指令を受けた第二の法律<sup>3</sup>(2007 年 10 月 26 日)の概要(私的複製補償金 関係)

- ◆ 現行著作権法の構成
- ・54条 報酬の義務:製造者に対して相当なる報酬の支払いを求める請求権
- ・54a条 報酬の額:報酬の額の算定要素
- ・54b条 販売者または輸入者の報酬の義務:製造者とともに連帯債務者
- ・54c条 写真複写機器の操作者の報酬の義務
- · 54d 条 表示義務
- ・54e条 申告義務:輸入者の申告義務
- ・54f条 報告義務:報酬義務者に対する譲渡数量等の報告義務
- ·54g条 監督訪問
- ・54h条 集中管理団体及び通知に関する取扱い:集中管理団体による権利行使
- ◆ 著作権管理法の構成
- ・12条 団体契約:集中管理団体は報酬支払義務者との間で団体契約をする
- ・13条 料率:利用によって得られる金銭価値に関する利益を基礎に算定
- ・13a 条 機器及び記憶媒体に関する料率—透明性:集中管理団体は製造者の団体と報酬額を協議する。あるいは仲裁所の経験的審査を経て報酬額を設定する。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> Zweites Gesetz zur Regelung des Urheberrechts in der Informationsgesellschaft vom 26. Oktober 2007, Bundesgesetzblatt Jahrgang 2007 Teil I Nr. 54, ausgegeben zu Bonn am 31. Oktober 2007 2513.

### 2 報酬の義務:54条

#### 2-1 対象機器等

- ◆ 報酬請求の対象になるのは、「機器及び記憶媒体であって、その「類型」が単独でまたは他の機器、記憶媒体もしくは付属品と結合して、そのような複製行為を行うために使用されるもの」
  - ▶ 旧規定の下では、スキャナー、パソコン、プリンタのうちスキャナーにだけ報酬 責任があるとされていた (BGHZ 174, 359,362 – Drucker und Plotter I, BGH GRUR 2009, 53, 54f. – PC)。
  - ightharpoonup 現行規定下では「他の機器、記憶媒体もしくは付属品と結合して複製行為を行う」 類型 ightharpoonup PC、プリンタ、プロッターも無関係とはいえなくなった(EuGH GRUR 2013, 812)
  - ▶ 欧州司法裁判所 2013 年 6 月 27 日判決 [Drucker und Protter II, PC II]<sup>4</sup> (要旨部分仮訳)参照

「指令5条Ⅱaの意味における『なんらかの写真技術の使用または類似する効果を有する他の過程により行われる複製』は、次のように解釈されるべきである。すなわち、プリンタと PC が互いに接続されている場合、これらを用いてする複製は当該複製に含まれるということである。…」

## 2-2 「相当なる報酬」の意味

- ◆ 54条1項により義務づけられている「相当なる報酬」は情報社会指令5条2項b の「公正な補償」(gerechten Ausgleich, fair compensation)の意味において理解されるべきことになる5。
- ◆ 欧州司法裁判所は当該概念を解釈するに際し、権利者に発生する「損害」を考慮している(EuGH GRUR 2011, 50 Padawan / SGAE)。
  - ▶ 欧州司法裁判所 2010 年 10 月 21 日判決 [Padawan/SGAE]<sup>6</sup>

「情報社会指令 5 条 2 項 b における『公正な補償』の概念は、EU 法が自律的に定める概念であり、……当該公正な補償の支払い及び徴収の形式、性質、方法ならびに額の確定とは別に、私的複製の例外を導入しているすべての加盟国において統一的に解釈されるべきものである。」

「情報社会指令5条2項bは次のように解釈されるべきである。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> EuGH(Viete Kammer), Urt. v. 27. 6. 2013 – C-457/11, C-458/11, C-459/11, C-460/11 (VG Wort/Kyocera, vormals Kyocera Mita Deutschland GmbH, u. a. Fujitsu Technology Solutions GmbH u. a./VG Wort) GRUR 2013, 812.

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> Vgl., Schack, 6 Aufl., S.241(Rn. 488).

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> EuGH, Urt. v. 21. 10. 2010 – C-467/08 (Padawan SL/Sociedad General de Autores y Editores de España) GRUR 2011, 50. Padawan はデジタル視聴覚機器のメーカー、SGAE はスペインの権利管理団体。本件はビジネス用の PC への私的複製補償金の賦課が問題となった事例。

当事者間にもたらされるべき調和(「相当な補償」)は、<u>私的複製の例外を導入したがために著作者に生じた損害にもとづいて、必然的に公正な補償が算定されるべきこと</u>を意味している。……」

- ▶ 「損害」が具体的に何を指すかまでは明らかにしていない。
- ◆ 54 条以下の報酬支払は法定許諾の代償 → 54 条における補償の概念は指令に反するものではない

### 2-3 支払義務者

- ◆ 機器・記憶媒体の製造者、輸入者、販売者が連帯債務者として責任を負う(54b条)。
  - ▶ 私的複製者に対する禁止権の行使は現実的に不可能
  - ▶ 機器製造者は、責められるべき「私的複製」のための貢献を行っているといえる (GRUR 1965, 104, 108f. [Personalausweise])
  - ▶ 製造者は補償金にかかるコストを価格設定の際に価格に盛り込むことができるので、これをエンドユーザーに先送りすることが可能
  - →私的複製者から製造者に請求権をシフトさせることには合理性がある。
- ◆ 欧州司法裁判所
- ➤ 公正な補償の責任を負う者は、まずは「損害を引き起こした者」としてのエンドユーザーである(EuGH GRUR 2011, 909. [Stichting / Opus])
- ▶ 「私的複製のための賦課金」によってもこの調整は実現可能 [Stichting / Opus]

#### 3 報酬の額:54a条

#### 3-1 基準

旧 54d 条の法定報酬額に関する別表が廃止  $\rightarrow$  54a 条の基準に従って、関係者間の交渉によって定められる $^7$ 。

- ① 機器使用の程度、技術的保護手段(1項)
  - ▶ 「機器及び記憶媒体が、類型として、第53条第1項から第3項までに基づく複製行為のために事実上使用される程度」
  - ➤ 事実上の使用は、経験的審査 (empirische Untersuchung) によって決定される (著作権管理法 14 条 5a 項)。
  - ▶ 「技術的保護手段」適用の程度を考慮
  - ▶ → 技術的保護手段が備え付けられた作品が増えれば増えるほど、その分特定の

<sup>7</sup> 権利管理団体は、報酬支払い義務を負う者と団体契約などで報酬支払いにかかる契約をする(管理団体法 12 条)。権利管理団体は関係者との間で報酬額を決定しなければならない(管理団体法 13 条)。具体的には、例えば、GEMA など複数の管理団体で構成している  $\mathbf{ZPU}$  (Die Zentralstelle für private Überspielungsrechte)における報酬率は、例えば  $\mathbf{PC}$  の場合、ドイツ国内で製造されるものでライターを内蔵するものについては 1 台あたり 17.0625 ユーロ、同様にライターを内蔵しないものについては 15.1875 ユーロ(2010.4.29 の合意)、また外付け  $\mathbf{CD}$  ライター・ $\mathbf{DVD}$  ライターの場合は 1 台あたりいずれも 7.00 ユーロ(2011.7.22 の合意)などである。 $\mathbf{https://www.zpue.de/}$ 

機器でする補償金の対象となる複製の割合は小さくなると説明されている8。

- ➤ DRM システムの導入によって報酬請求権制度を廃止するは考えられていないものと思われる。
- ▶ なお、この点欧州司法裁判所は「指令6条の意味における技術的保護手段の適用可能性は、5条2項bにおいて企図されている公正な補償の条件を失わせない」としている%。
- ② 機能的単一性の考慮(2項)
  - ▶ 複数の機器が連動している際にも一つの報酬請求権が生じるから、個々の機器の報酬が一つ増えても、全体として増額しないようにすべきである¹¹。
- ③ 使用に関する特性(3項)
  - ▶ 機器および記憶媒体の使用上の重要な特性が考慮されるべきとされている。
  - ▶ とりわけ機器および記憶媒体の性能が顧慮されている<sup>11</sup>。
  - ▶ 量的性能に限らず質的性能も顧慮されることになっている。
  - ➤ それに加えて、コピー品質、操作性、機器の耐用年数、そして記憶媒体については記憶容量が考慮されるべきであるとの見解もある<sup>12</sup>。
- ④ 価格水準に対する経済的に相当な関係(4項)
  - ▶ 「報酬は、機器及び記憶媒体の製造者を不当に害してはならない。報酬は、機器または記憶媒体の価格水準に対して、経済的に相当な関係に立つものでなければならない。」
  - ▶ 立法者の意図:報酬義務を全く課さないかあるいは同様の報酬率を課さない外国で機器や記憶媒体が購入されることによって国内の売上げが害されるということがないようにしたい<sup>13</sup>。
  - ▶ 政府草案理由書によると、「不当に侵害すること」は、原則として、報酬が機器あるいは媒体の価格水準に対して経済的に相当な関係にないとき (BT-Drucks. 16/1828 S. 30)。
  - ▶ 政府草案においては、報酬額を機器価格の 5%までにするという上限導入が企図 されたが (BT-Drucks. 16 / 1828 S. 30)、結局採用されなかった。
  - ▶ → 機器の値段は有用な尺度ではない。

#### 4 すでに指摘されているドイツ法の問題点

- ◆ 「公正な補償」は権利者に生じている「損害」にもとづいて算定されるとする欧州司法裁判所の立場と、製造者にとって「不当でないこと」を考慮する 54 条 4 項のキャップ制が両立するかは疑問。
  - ▶ 製造者は連帯債務者(54条) → 欧州司法裁判所の立場を前提とした場合、製

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> Begründung zum Regierungsentwurf BT-Drucks. 16 / 1828 S. 29

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> [Padawan]

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> Schricker, 4Aufl., §54a Rdnr.8, BT-Drucks. 16 / 1828 S. 29f.

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> BT-Drucks. 16 / 1828 S. 30.

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> Dreiver / Schulze, 3Aufl., §54a Rdnr. 9.

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> BT-Drucks. 16 / 1828 S. 30.

造者(「加害者」) 固有の利益による補償の制限を正当化しうるか

- ▶ 「不法行為者にとって不当でないこと」は制度になじまない
- ◆ 欧州司法裁判所は、最終的な負担は私的使用者によって負担されるとしている(欧州司法裁判所 2011 年 6 月 16 日 [Stichting / Opus])。
  - ▶ 製造者を「連帯債務者」としてよいか
  - ➤ 54条の報酬請求権の範囲は、民法における幇助者あるいは妨害者(Stoerer) の損害賠償義務の範囲は予め考慮されていない

#### おわりに~ドイツ法が示唆するもの

- ① わが国著作権法における私的複製は内在的制約なのか、あるいは法定許諾なのか
- ② 私的複製補償金請求権の基本理念の再確認が必要ではないか(単にお金を取る道具にすぎないのか)
- ③ 補償金支払いの対象機器や報酬率が法定されていることの弊害はないか
- ④ 報酬率の決定が価格に依存している現状に問題はないか
- ⑤ 支払義務者を購入者と規定していることでよいか

### 資料

### ◎情報社会指令 [抜粋] 14

### 5条2項

加盟国は、次の場合に、第2条に規定する複製権に、例外または制限を規定することができる。

- (a) 楽譜を除き、権利者が<u>公正な補償</u>を受け取ることを条件とする、なんらかの種類の写真技術の使用または類似する効果を有するその他の過程により行われる紙または同様の 媒体への複製に関する場合
- (b)第 6 条に掲げる著作物その他の目的物に対する技術的手段の適用または不適用を勘案 した<u>公正な補償</u>を権利者が受けることを条件として、私的使用のため、そして直接にも間 接にも商業的でない目的のために、自然人により行われるいずれかの媒体への複製に関す る場合(下線筆者)

### ◎ドイツ著作権法「抜粋」15

### 54条 報酬の義務

(1) 著作物の種類に照らし、その著作物が、第53条第1項から第3項までに基づき複製されることが見込まれる場合には、著作物の著作者は、機器及び記憶媒体であって、その類型が単独で又は他の機器、記憶媒体若しくは付属品と結合して、そのような複製行為を行うために使用されるものの製造者に対して、相当なる報酬の支払いを求める請求権を有する。(下線筆者)

#### **54a条** 報酬の額

- (1) 報酬の額については、機器及び記憶媒体が、類型として、第53条第1項から第3項までに基づく<u>複製行為のために事実上使用される程度</u>を基準とする。この場合において、第95a条に基づく<u>技術的保護手段が当該著作物に対して適用される程度</u>を、考慮するものとする。
- (2) 機器に関する報酬は、当該機器に内蔵される記憶媒体又はその他当該機器と機能上連動する機器若しくは記憶媒体に関する報酬の義務を考慮した場合にも、それが全体として相当となるように、これを算定するものとする。
- (3) 報酬の額を決定する場合には、機器及び記憶媒体の使用上の重要な特性、とりわけ機器の性能並びに記憶媒体の記憶容量及び書換え可能性を顧慮するものとする。
- (4) 報酬は、機器及び記憶媒体の<u>製造者を不当に害してはならない</u>。報酬は、機器又は 記憶媒体の価格水準に対して、経済的に相当な関係に立つものでなければならない。(下 線筆者)

#### 第 54b 条 販売者又は輸入者の報酬の義務「抜粋」

(1) 機器又は記憶媒体をこの法律の適用領域に業として輸入し又は再輸入する者又はそれらを販売する者は、製造者とともに連帯債務者として責任を負う。

<sup>14</sup> コピライト 2001.11, 35 頁 (原田文夫訳) を参照のうえ再訳出した。

<sup>15</sup> 条文訳は、著作権情報センター『外国著作権法 ドイツ編 (本山雅弘訳)』

### ◎私的録音補償金規定 「抜粋]

(購入時支払いの場合の私的録音補償金の額)

第2条 著作権法第104条の4第1項の規定に基づく、購入時において支払う特定機器1台及び特定記録媒体1個あたりの私的録音補償金の額は、次により算出した金額に、当該金額に消費税率を乗じて得た額を加算した額とする。

### (1) 特定機器

当該特定機器の基準価格(製造業者又は輸入業者が国内において最初に流通に 供した際の価格に相当する額をいう。以下、同じ。)に2%を乗じて得た額又はデジタル録音機能 1 個を内臓する機器にあっては 1,000 円若しくはデジタル録音機能 2 個を内臓する機器にあっては 1,500 円のいずれか少ない額

(2) 特定記録媒体

当該特定記録媒体の基準価格に 3%を乗じて得た額

#### (備 考)

- 1 基準価格の算出については、カタログに表示された標準価格の一定割合をもってあてることができる。
- 2 前 1 の一定割合については、当分の間、次のとおりとする。
- (1) 特定機器
- 65%(なお、自動車搭載機器にあっては、その率を 47%とする。)
- (2) 特定記録媒体

50%

#### ○私的録画補償金規定「抜粋]

(購入時支払いの場合の私的録画補償金の額)

#### 第2条

著作権法第104条の4第1項の規定に基づく、購入時において支払う特定機器1台及び 特定記録媒体1個あたりの私的録画補償金の額は、次により算出した金額に、当該金額 に消費税率を乗じて得た額を加算した額とする。

#### (1)特定機器

当該特定機器の基準価格(製造業者又は輸入業者が国内において最初に流通に供した際の価格に相当する額をいう。以下、同じ。)に 1%を乗じて得た 額又はデジタル録画機能 1 個を内蔵する機器にあっては、1,000 円のい ずれか少ない額

#### (2)特定記録媒体

当該特定記録媒体の基準価格に1%を乗じて得た額

#### (備 考)

- 1. 基準価格の算出については、カタログに表示された標準価格の一定割合をもってあてることができる。
- 2. 前1の一定割合については、当分の間、次のとおりとする。
- (1)特定機器

65%

(2)特定記録媒体

50%

# ◎額の推移の例(私的録画の場合)

(例)私的録画の場合の平均補償金単価(http://www.sarvh.or.jp/dis/dd\_navi.html)

年度		録画機器1台あたり	記録媒体1枚あたり
平成 19 年度	上期受領分	342.3 円	1.40 円
	下期受領分	320.9 円	1.40 円
平成 20 年度	上期受領分	420.3 円	1.19 円
	下期受領分	393.9 円	1.19 円
平成 21 年度	上期受領分	381.4 円	1.10 円
	下期受領分	386.0 円	1.11 円
平成 22 年度	上期受領分	490.3 円	1.05 円
	下期受領分	501.2 円	1.11 円
平成 23 年度	上期受領分	478.7 円	0.92 円
	下期受領分	484.8 円	0.86 円